



Title	中国における一般的な背任罪の新設に向けて——財産損害要素の分析を通じて
Author(s)	趙, 飛倩
Citation	大阪大学, 2025, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/101512
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (趙飛倩)	
論文題名	中国における一般的な背任罪の新設に向けて——財産損害要素の分析を通じて

論文内容の要旨

中国は社会主義市場経済体制の深化に伴い私有経済が成長したものの、私有財産権に対する刑法上の保護は依然として十分に整備されているとは言えない。特に、中国刑法における民営企業や個人に対する背任行為の規制には不備が見られる。現在、中国の刑法においては、日本刑法のような財産犯罪としての一般的な背任罪は存在せず、特定の主体による背任行為のみが刑法各則に散在するいくつかの個別具体的な規定によって処罰される。本論文は、中国における私有財産権の刑法上の保護に関する問題点を踏まえ、日本法を比較対象として、中国において財産犯としての一般的な背任罪の導入に向けて予備的な考察を行い、具体的な方向性を模索するものである。特に、財産損害概念について、日本と中国の財産犯体系の比較に基づき分析し、財産損害要件を設置する際の考慮事項を検討した。

第一部では、中国における財産保護の不徹底を指摘した上で、中国の背任犯罪に関する法状況と理論状況について検討し、それを日本の背任罪理論と比較することで示唆を得ようとするものである。まず、第一章では、中国における私有財産保護が十分ではないことを問題意識として取り上げ、具体的な事例を通じて、民営企業や個人に対する背任行為について規制に不備が存在することを指摘した。第二章では、その問題意識を踏まえて、中国刑法における背任行為に関する刑罰規定とその解釈論を概観した。具体的には、中国法制史における一般的背任罪の沿革を整理したうえで、現行刑法における「背信」と名をつけられた二つの「特別背信罪」について紹介し、それらが財産を保護法益とする犯罪ではないことを示す。そして第三章では、現行刑法のもとで行われた一般的背任罪に関する議論を取り上げ、中国ならではの特徴を有していることを示す。中国においては、一般的な背任罪について必ずしも財産が保護法益であることが前提されておらず、社会的法益に対する罪として背任罪の「信用」の具体的意義が検討されている。その後、第四章と第五章は比較検討のモデルとして参照される日本の背任罪について、その歴史的背景や理論的発展を分析し、中国における展開と日本の法状況および関連理論とを対比させることにより、日本法から得られる示唆を示す。中国刑法では背任犯罪は必ずしも財産犯として位置付けられていないが、日本法の展開・議論状況に鑑みると、信用にのみ着目した一般的な背任罪を設けることは妥当とは言えず、一般的な背任罪を財産犯として捉える方向が適切だということを示した。

主に社会的法益に対する罪として特別背任罪が特別法としてすでに存在している中国においては、日本やドイツの状況とは異なり、財産を保護する一般法としての背任罪を導入する場合、その財産犯的性格を如何に表現するのかは非常に重要だと考えられる。そのため、本論文の第二部では、中国で財産犯として背任罪を構築する際に、財産損害の要件をどのように設置すべきかという点に着目し、日本の財産損害に関する理論を比較対象として、日中の財産犯体系の違いを踏まえつつ、財産損害の内実を検討した。具体的には、日本法において全体財産に対する罪として位置づけられている背任罪の財産損害要件の立法経緯を分析し（第六章）、個別財産に対する罪と全体財産に対する罪の異同、及び各財産概念との関係について論じた（第七章）。日本刑法はドイツ刑法の影響を受けつつも、その財産損害要素は日本の法状況に適応する形で次第に変容しており、法律的財産説と個別財産に対する罪、又は経済的財産説と個別財産に対する罪との対応関係は必ずしも密接ではないが、個別財産に対する罪と全体財産に対する罪の対立は依然として維持されていることを明らかにした。比較研究を深化させるため、第八章では中国財産犯罪の条文構成を概観したうえで、財産犯罪の沿革を示して、財産保護理念と財産損害理論発展の関連性を導き出し、後続の「財物」と「損害」要素の詳細な論述のための土台を築く。そして第九章では、中国の財産犯における「財産」と「損害」に関連する議論を紹介し、日本法と比してその特殊性を示した。中国刑法の総則において「財産」概念に関する条文が規定されているものの、各則の財産犯罪においては「財物」表現のみが使われている。そのため、理論上は「財物」に財産上の利益が含まれると解釈する傾向が見られ、それに合わせて「財物」概念の内実は幅広く議論されている。

「損害」について、中国には背任罪が存在していないため全体財産に対する罪に相当する犯罪類型が存在していないが、中国の学者は、日本やドイツで行われた全体財産に対する罪と個別財産に対する罪の分類を、定量要素としての

「数额」判断に結びつけて議論を展開している。以上のような中国における「財産」と「損害」の検討を、日本の財産損害理論と比較することで、「財物」概念しかない中国の財産犯に「財産損害」の表現を持つ犯罪類型を導入することの可否・要否、背任罪と横領罪の区別、保護法益論の選択に関する問題、さらに財産損害要素の位置づけなど、一般的な背任罪における財産損害要件を設置する際に考慮しなければならないいくつかの問題が明らかになり、それらについて詳細な検討を行った。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名 (趙飛倩)	
	(職) 氏名
論文審査担当者	主査 準教授 品田 智史 副査 教授 島岡 まな 副査 教授 豊田 兼彦

論文審査の結果の要旨

【本論文の意義】

個人の財産を害する行為を刑法により禁圧する必要があることは万国共通である。もっとも、その方法は完全に共通しているわけではなく、周縁部分については広狭もある。背任罪は、まさにその周縁部分に位置し、同罪が置かれているかどうかは国によって異なる。例えば、日本やドイツには一般的な背任罪処罰規定があるのに対し、アメリカなどでは、そのような規定はない。中国も一般的な背任罪処罰規定を置いておらず、公的機関や上場会社などの特定の被害客体、金融機関の業務などの特定の場面について、特別背任罪と評価できる規定があるのみである。趙氏の博士学位申請論文「中国における一般的な背任罪の新設に向けて——財産損害要素の分析を通じて」は、そのような中国の法状況について、中小企業や自然人の財産に対する刑法的保護が不十分ではないとして、一般的な背任罪処罰規定の可能性を探ろうとするものである。

本論文は、そのための考察として、中国における背任罪処罰規定の沿革、および、現状について詳細に分析する。中国においては、清の時代に日本法を参考にした一般的な背任罪処罰規定が設けられたが、その後、ソビエト刑法の影響を受けた刑法に変わったことに伴い、背任罪処罰規定は設けられないこととなった。また、「背信罪」（日本語では背任罪）と名付けられ、特別背任罪と呼べる規定が刑法に設けられているものの、財産犯の章ではなく「社会主義市場経済秩序を破壊する犯罪」の章に位置付けられ、実際に、支配的な見解によれば、保護法益も財産ではないとされている。他方で、中国においては一般的な背任罪規定を導入すべきという議論が既に存在するが、上記特別背任罪規定の存在に引きずられてか、現在では、一般的な背任罪についても、財産犯（のみ）としてではなく、「信用」を侵害する社会的法益に対する罪として導入すべきという議論の展開になっている。

さらに、財産侵害罪である背任罪を新たに導入するためには、従来の財産犯体系との関係も重要であり、本論文はその点についても検討を行っている。中国の財産犯においては、個別の刑罰法規に「財産」や「損害」といった文言はなく、窃盗、強盗、詐欺、横領などは、全て「財物」を客体としている。また、日本法のような、無体物を捉えるための「財産上の利益」という文言もない。本論文は、そのような状況のもとで、中国の財産犯体系がどのように展開し、処罰範囲が画定されてきたのかについて、中国の財産犯体系全般にわたる多角的な検討を加えている。

以上のような中国刑法の沿革、展開について、日本では本格的な紹介というものは存在せず、まずこの点で、本論文には重要な意義が認められる。

また、本論文は、日本法との比較研究の手法を採用しており、背任罪の沿革や展開のほか、財産犯の財産概念および損害概念について詳細な分析・検討を行っている。とりわけ、後者については、ドイツに由来する財産および損害概念が日本で受容された後、独自の発展を遂げたこと、その結果として生じた現在の財産概念を巡る複雑な議論状況の整理などがなされており、近時ほとんど見られなくなった、財産・損害概念に関する研究論文としての意義も有している。

【本論文の構成と内容】本学位申請論文は、第一部「中国における一般的な背任罪について」と第二部「中国の財産犯における財産損害概念の検討——日本法との比較の観点から」の二部構成となっている。

第一部では、中国における背任犯罪を巡る沿革と現状が紹介された上で、日本法を参考に、一般的な背任罪処罰規定を導入するにあたっての方針が検討されている。第一章「問題の所在」においては、具体的な事例を通じて、中国における個人の財産の刑法的保護が十分ではないことが指摘されている。第二章「中国の背任罪に関する法状況」においては、中国の背任罪に関する沿革を整理した上で、現行刑法の二つの特別背任罪について紹介し、その保護法益に関する議論を取り上げ、両罪が財産損害をその構成要素としながらも、財産犯とは理解されていないことを示す。第三章

「中国における一般的な背任罪の導入についての議論状況」においては、現行刑法のもとで行われている一般的背任罪新設の議論を取り上げ、一般的な背任罪も社会的法益に対する罪（でもある）という文脈のもとで「信用」概念の具体的意義が検討されていることを示す。第四章「財産犯としての背任罪の法益、及び、本質論を巡る論争について」では、日本法における背任罪の歴史的背景やその本質を巡る議論について分析がなされている。その上で、第五章「日本法からの示唆」においては、背任罪は資本主義経済の発展に伴って生じた事象（他者による財産の管理）に対応するための規定で、社会主義市場経済体制が深化した現在の中国は部分的に類似する状況にあること、日本の議論状況に鑑みれば、「信用」のみに着目した一般的背任罪では処罰範囲の画定として十分ではなく、財産犯としての一般的な背任罪を設けるべきであることを主張する。

第二部では、財産犯としての背任罪を中国刑法に導入するにあたって、財産とその損害の要素に着目し、日中の財産犯体系において、それらの要素の内実がどのようにになっているかが検討されている。第六章「背任罪が有する財産犯的性格について」においては、日本の背任罪の結果要件である「財産上の損害」についての沿革が整理され、第七章「財産的性格の分析」では、背任罪が分類される「全体財産に対する罪」と窃盗、詐欺、横領などが属する「個別財産に対する罪」の異同、および、それと法律的財産概念・経済的財産概念といった「財産」概念との関係について検討されている。個別財産に対する罪と全体財産に対する罪は、犯罪行為の際に対価が提供された場合に異なる帰結をもたらし、このことは、ドイツ刑法に由来する法律的財産概念と経済的財産概念にそれぞれ対応していた。もっとも、詐欺罪において、対価提供問題は個別財産に対する罪・全体財産に対する罪の対置から離れ、また、法律的財産概念・経済的財産概念もその対置と分かたれ、それぞれ複数の観点について異なる文脈で使用されることになっているとの現状を明らかにしている。第八章「中国財産犯との繋がり」においては、中国の財産犯体系が概観されると共に、財産損害要件に関する沿革が示される。そして、第九章「中国における財産損害要素」においては、刑法総則にある「財産」の定義規定が財産犯においては従来あまり意味をもたなかつたことが示された後で、財産犯体系全体を見渡して、「財産」および「損害」に関する議論が紹介・検討される。具体的には、窃盗、詐欺、横領などの客体である「財物」概念について無体物である利益を含むかという議論、無体物を含む場合の「占有」の意義に関する議論、主觀的要件である「非法占有目的」の意義に関する議論、中国の財産犯における二つの保護法益論（占有説と本権説の対立、法律的財産説・経済的財産説・法律的経済的財産説の間の対立）、背任罪と成立範囲が競合することの多い横領罪に関する議論などである。また、損害に関する議論が、中国刑法における定量的要素である「数額」要件を巡っておこなわれていることも指摘されている。その上で、第十章「日中財産損害理論の比較から得られた示唆」においては、日本法における背任罪、および、財産損害に関する議論と中国の現状とを比較した上で、背任罪を財産侵害罪として中国の財産犯体系に導入する際に生じ得る問題点を指摘し、その解決策について検討が行われている。

【本論文に対する評価】

本学位申請論文は、中国刑法における背任罪を検討対象としているが、それにはとどまらず、中国の財産犯体系全体に関わる「財産」「財物」概念などの沿革を丹念に検討し、また、現在の財産犯体系における様々な重要論点を詳細に取り上げ、その相互の関係性について明らかにするもので、中国の財産犯全体について研究した論文であるといえる。また、冒頭の【本論文の意義】でも紹介したように、日本法において、現在あまり議論されることのなくなった法律的財産概念

・経済的財産概念について、個別財産に対する罪・全体財産に対する罪との関係で、現在の財産犯の議論状況を前提としたその意義を整理・検討しているという点も評価されるべき点である。

一方で、広範で多角的な検討が行われている中国の財産犯と比べると、日本法については財産損害以外の検討は比較的簡素であり、いわゆる財産犯の保護法益論などについては詳細な検討があるとはいひ難い。また、中国法に関しても、対価提供の問題（詐欺罪における財産的損害の議論）、横領罪の处罚範囲の限界など、背任罪の導入にあたっては、なお議論すべき点が多く残されている（この点は、申請者自身も自覚している））。

しかしながら、以上の点は今後改善が見込まれる、あるいは、さらなる研究の発展が期待できるものと言える。本論文は将来の研究活動の出発点としては十分な内容を含んでおり、今後、日中の財産犯の研究に貢献していくことが期待される。

以上の理由により、本論文は、課程博士に相応しい内容を備えており、よって、申請者である趙飛倩氏に博士の学位を授与することができるものと審査員は全員一致で判断する。